

## 第45回岡山県人権政策審議会 議事録【概要】

### ○開催概要

1 日 時 平成31年2月20日（水）10：00～11：40

2 場 所 サンピーチおかやま（岡山市）

3 出席者

◆委員（五十音順、敬称略）／出席委員13名

青木美憲、市場恵子、川島聡、清野幸代、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、塚本千秋、中井智子、花田文甫、引地充、槇尾真佐枝、薬師寺明子

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、長寿社会課長、障害福祉課長、国際課長、健康推進課長、情報政策課長、くらし安全安心課長、保健福祉課長、人権教育課長、人権施策推進課長、人権施策推進課職員

### ○議 事

#### 1 開 会

県民生活部長あいさつ

委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただき感謝申し上げます。

本県の人権施策の推進につきまして、平素から格別の御理解と御協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、先般10歳の女兒が自宅で亡くなるという大変痛ましい事件があったが、報道によればその原因は児童虐待、そしてその背景には配偶者へのDVがあったとのことだ。これらの人権課題については依然として厳しい状況にあることを痛感している。

一方、最近ではLGBTという言葉が報道で耳にすることが多くなった。LGBT、すなわち性的指向についてはテレビドラマの題材になるなど、その言葉の認知度については高まっていると思う。

また、法改正により外国人材の受け入れが拡大することが見込まれるなど、人権課題に関わる動きも数多くある。

ご承知のとおり、本県では平成28年3月に策定した「第4次岡山県人権指針」に基づいて人権施策を推進しているが、策定から3年が経過し、先ほどの新たな動きなどを踏まえ、来年度次期指針の改定作業を進めることとしている。

本日は、改訂作業に必要な社会情勢の変化の把握と、人権問題に関する県民意識調査についてご協議いただき、実施に向けて委員の皆様からご意見を伺いたいと考えている。委員の皆様には、忌憚のない御意見等を賜るようお願い申し上げます。

## 2 議 題

### (1) 「前回社会状況説明（H25年12月）後の社会情勢等の変化」

～各委員から事前に提出された質問について、関係各課長から説明～

(〇〇委員)

以上、県の担当課から、事前質問に対する説明を受けた。

この行政説明に対する御意見・御質問を求めるので、挙手でお知らせいただきたい。

【特に意見無し】

### 議 題 (2) 「人権問題に関する県民意識調査」の実施について

～県民意識調査の実施概要と、委員から事前に提出された質問について、  
人権施策推進課長から説明～

(県民意識調査の実施概要説明後の質疑)

(〇〇委員)

前回の回収率はどれくらいか。

(人権施策推進課長)

前回の回収率は57.5%である。

(事前質問への説明後の質疑)

(〇〇委員)

調査の継続性は確かに大事だと思うが、質問内容やボリュームや漢字の使い方など障害のある人や外国人など回答することが難しい方々が、この調査からどんどん除外されていくと感じる。この調査は、回答する意識が高くかつ能力ある方々の統計ということになる。この質問項目にこだわり続けるのであれば、回答することが困難な方々は、どんどんこの調査から除外されていくことを踏まえて、解釈自体を変えていかなければいけないと感じた。

(人権施策推進課長)

他県の状況をみると、例えば外国人に対して何か国語かで対応するところもある。障害のある人や外国人など全ての人に対応できるのかというところは今後研究をしていくが、今回は、幅広くということで平易な文章を心がけており、その上で外国人も今後増えていくこともあり、ルビを振るという対応を検討している。

(〇〇委員)

調査票最後の個人属性の性別欄の、「男性」・「女性」・「答えたくない」について、トランスジェンダーの方を念頭に、その他という選択肢を入れてはどうかという質問をしたものの、この調査を見られる県民の理解が得られるのかという点について、委員の皆様方の共通認識を図っておいた方がいいのではないかと思います。

**(〇〇委員)**

言葉を選ぶのは難しいと思う。問4で何度も読んで気になったのが、「自分では気づかないが」という表現である。それは自分を振り返るための言葉ではあるが、ある意味、気づいてなかったから仕方ないと自分を安心させてしまう言葉でもあるということが、ずっと引っかかりながら書いたが、これもありかなと今は思う。

**(〇〇委員)**

問20について、前回との比較をするために項目は変えないとのことだが、前回の項目は、非常に内容が偏っており、細かい知識を問うようなところもあり、これを比較して何の意味があるのかと感じる。意味のある調査をするのであれば、意味のある項目にしないといけないと思うので、もう一度考えていただきたい。

**(健康推進課長)**

前回と比較する項目であるが、本当にこれが意味があるものかどうかというご意見について、項目がこれで読み取れて同じ評価ができ、なおかつ表現としてふさわしいものになるよう、委員とも相談させていただきながら項目を検討したい。

**(〇〇委員)**

特に問20の8番目の項目は意味不明です。「社会復帰しても後遺症などにより自立した生活を営むのが困難なこと」自立した生活と書いているが、例えば障害者の方が親元から離れて生活するときに支援者の人がずっと介護に入ったりする。それは彼らは自立した生活と言うわけですね。

この表現は非常に差別的ではないか。そういうことも含めて検討を再度お願いする。

**(〇〇委員)**

これは検討してもらうことにする。これは国の調査にも項目もあるのか。

**(人権施策推進課長)**

内閣府がH29に実施した世論調査のハンセン病患者、回復者やその家族に関する調査項目を説明。

**(〇〇委員)**

そういうことも踏まえて検討をお願いする。

委員から他に、設問の内容あるいは方法についてご意見はあるか。

(〇〇委員)

先ほどのハンセン病問題の選択肢の8番、「社会復帰しても後遺症などにより自立した生活を営むのが困難なこと」について、内閣府の調査では、「自立した生活を営むのが困難なこと」、という表現にとどまっていた。「社会復帰しても」というのが付くとまださらに根深い差別があるように受け止められるので、その「社会復帰しても」というのは不要ではないか。「後遺症などにより自立した生活を営むのが困難なこと」とすればニュアンスが内閣府の調査に通ずるところがあるのではないか。8番の回答では、「社会復帰しても」というのが非常に強く受け止められるので、なくてもいいと思う。

(〇〇委員)

性別は「男」「女」と二分できるものではなく、しかも可変的。「Q (クエスチョニング)」「X (エックス)」を名乗る人もいる。それらを「その他」に全部含めることができるのかどうか。性別の問い方は国際レベルでも変化している。「その他」にも当てはまらない少数の人がおられるのであれば、「不明」「わからない」の項目をつけてもよいのではないかと思う。

(〇〇委員)

その件に関して、19ページのところでは「男性」「女性」「その他」という選択肢の他に「答えたくない」というのは少しニュアンスが異なる。それなら他の設問でも、答えたくないとしてしまえばそれで終わりなのだが、不明に通ずるような、答えたくても答えられないという方が合っているのではないかと思う。

それも含めて「その他」に入れば、「男性」「女性」「その他」で終わるのだが、自分としてもわからないという、不明・答えられないというのをどう振り分けるかというのが考える観点と思う。

(〇〇委員)

「答えたくない」というのは拒否した意思になる。

(〇〇委員)

時代が少しずつ変わってきていて、トランスジェンダーの方とか様々な方が、顧みてもらえない世の中だったときはカミングアウトできないので「答えたくない」という選択肢もいいたろうが、これだけ時代が進んできてテレビ等々マスコミで取り上げられることによって、答えられるようにはなってきたけれども、どう答えていいかわからないとか、自分でもまだ男なのか女なのかよくわからないというような方が若干増えてきているということを考え合わせると、「答えたくない」は取って、「その他」のところに括弧して、わからない、あるいは、言いたいけれども言い難いとか、少し工夫をしたらど

うか。選択肢が四つになってしまうと整理しにくいので、括弧書きで注釈するのを考えてはどうか。

(人権施策推進課長)

県の前回の調査も内閣府のH29年の調査でも「男」「女」だけになっている。昨今の状況を踏まえて、選択肢を追加したが、先ほどのご提案もあり、「答えたくない」についてはとって、「その他」を入れるように考えているが、またご相談させていただきたい。

(〇〇委員)

「その他」にして括弧で括ってそこに書いてもらえばいい。

(〇〇委員)

蒸し返すようで申し訳ないが、これはある一定水準以上の答えられる人対象の調査ですから、性別のところで社会的に少数派の弱い立場の方に配慮するのであれば、そこだけ当事者側に立つというのはバランスが悪く感じる。私は外国人の方だけのこと言ってるわけではなくて、療養中で答えられない人とか知的とか発達の障害のため、これちょっと最後まで回答は無理だよね、という人が除外される調査だと思う。

回答が困難な当事者も含めた県民の意識調査なのか、当事者以外の方の意識調査なのかということがはっきりしていないと感じている。

人権の政策を考える部署が、そういう当事者の立場に寄り添う姿勢を見せなければいけない。それは言葉遣いだったり内容であったり性別のところであったりするもので、部分的にそこだけ妙に凄いい配慮があって、質問内容は全く変わらないというのはバランスを欠くと思う。

(県民生活部長)

委員からのご質問にある、一定以上の理解力や作業能力、日本語能力を有していない人を除外するという可能性は否定できないが、ではそういう方を除外しないアンケートや意識調査というのはどういうものにすればいいのかについて答えが見いだせない。その点について、ご提案がありましたら再度検討させていただくが、いかがか。

(〇〇委員)

そうなるとおそらく人権全般を一つの調査で行うことが、そもそも無理があると思う。先ほどお話があったが、個別の施策の推進や計画策定において行われる当事者側からのアンケートの調査も合わせて精査することになっているのですよね。そういうプロセスがあるということも踏まえた計画策定であれば良いと思う。

**(県民生活部長)**

お話しのように個別施策において行われる当事者の方へのヒアリングはいろんな部分において必要だと思う。

この調査において、例えば、LGBTの方は委員の言葉を借りれば、ある一定以上の理解力・作業能力を有しているという面において、当然当事者として答えてただけるわけだが、そういった能力を有していない方についてはそもそも答えようがないというか、その方を想定した質問を作ることが難しいので、その方であるのでこのアンケートに答えられませんという答えを導くくらいしかないのかもしれない。ただそういう答えをアンケートの中にも書けるかどうか、どう表現すればいいのかという難しい問題もあり、こういう調査ではやむを得ない部分だと思う。それを補う意味で、当事者から聞いた話で補完していくことを基本にしたいと思う。

**(〇〇委員)**

こういうときには、ふりがなを打つとか、調査票の最初に、もし文章が難しい場合はおって平易な言葉で書き直したものを送付するとかしないと回答を排除してしまうことになってしまう。前回と異なり障害者差別解消法が成立し、県は合理的配慮義務があるので、これを見た誰かから、これはおかしいのではないかという意見が、今はあると思う。そういう方法はどうか。

**(人権施策推進課長)**

事前に文書で書いて、その場合に個別に対応することも考えられるが、どこまでできるかという問題があり、なかなか難しいと思っているが、検討させていただく。

**(県民生活部長)**

外国人の方に届くことを想定してやらないといけないと思う。もちろんUDの発想というか、文字の大きさなどについても十分わかりやすいものにしたいと思う。

**(〇〇委員)**

なかなか難しいだろうが、誰が調査票を受け取っても回答できるものに近づけるように頑張らないといけないと思う。

対象者は年齢、地域エリアを考慮して無作為に抽出するのか。

**(人権施策推進課長)**

県内の全市町村から無作為抽出した3000人に送るということである。

**(〇〇委員)**

性同一性障害のある人を、生物学的な性と心の性が一致しない人と書いている。現時点での「正確な表現」であるかもしれないが、この性同一性障害という言葉に対して抵

抗感がある人がいる。

去年、WHOがICD-10を変えて、性同一性障害を精神疾患から外して、Gender Incongruenceにした。厚労省の仮訳は「性別不合」で、まだ確定訳ではないのだが、この時期は厚労省とか国の方でちょうど入れ替え時期だと思うので非常に難しい。

この質問事項自体に抵抗感も持つ人がいると、これはこれで難しい。具体的にどうすべきかというところで例えば、性別違和（性同一性障害もある人）とか。来年度は無理かもしれないが、その次の調査のときに国の方が大きく変わるかもしれない。その点についてどのようなポリシーを持っているのか聞きたい。

#### **（人権施策推進課長）**

性同一性障害の性別に取り扱いに関する特例とかもできており、国の方では、性同一性障害という言葉も使っている。それから、内閣府の方ではLGBTとTを二つ分けた設問になっている。

ちなみに国の方では、一つは「あなたは、異性愛、同性愛、両性愛といった性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」という設問になっている。もう一つは、「あなたは、生物学的な性と心の性が一致しない性同一性障害者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」という設問になっている。

県も性自認という言い方とかいろいろあるが、そこは検討する余地はあるかもしれないが、今回は、今の形で記述をしたいと考えている。

#### **（県民生活部長）**

法務局の啓発資料では性自認と性的指向と分けている。表現についてどれがいいかというのがあるのでそれがわかりやすいように、また、これをお送りして受け取られた方への普及啓発という面もあるので、そういったことを考慮して適切な言葉を複数並べることも含めて考えたいと思う。

#### **（〇〇委員）**

「性同一性障害」はいわゆる診断名。近年は包括的に「性別違和（の人）」と呼ぶのが人権教育では一般的。ホルモン治療や性別再判定手術を望まない人や、性別は「あいまいだ」「決めたくない」という人もおられるので、「性別違和の人（性同一性障害を含む）」という表現に変えていただきたい。

#### **（県民生活部長）**

その点については先ほど申し上げたように、もう一度言葉については精査をして考えていきたい。今の指針では「多様な性」という表現で一括りになっていて、LGBT自体が独立しているわけではないが、これを分けるかどうかという議論もあると思う。この分野はこの5年間ぐらいで大きく変化しているということは認識しており、そういった点も含めて、その結果を反映するような形にしていきたい。

もっともそれを分けるということになれば、今までの調査との整合性という議論がでてくる。そういった点も含めてもう一度最終確認までに検討する。

(〇〇委員)

検討していきましょう。

(〇〇委員)

最初の方でお話があったところについて今から申し訳ないが、問20の「社会復帰しても後遺症などにより・・・」についてだが、後遺症というのは個人の症状であり、そのせいで自立した生活を営むのが困難ということは、人権の問いではなくて、この上に書いてある「偏見・差別意識があるために社会での生活が難しい」という表現の方が良いのではないか。ご本人の症状のせいで生活が出来ないということは、そこはサービスなり何か足りないということになると思うがどうか。

(健康推進課長)

問20の設問に関しましては、〇〇委員からご指摘があったように偏りもあるので、そのご意見も踏まえて、見直すこととする。

(〇〇委員)

先ほどから話が出ているように、国の調査との整合性、これまで県がしてきた調査との整合性、それから新しく提起をされている問題との整合性、様々に入り組んだ状態の中でこの調査の内容は考えていかななくてはならないと思う。せっかくの機会であるので委員の意見をしっかり聞きたい。

(〇〇委員)

DV・いじめ・性暴力・ハラスメントなどの被害者が、相談した相手から「あなたも悪い」「落ち度がある」などと責められるような「二次被害」を受けることがある。またそういう考え方を被害当事者が内面化していると、誰にも相談できなくて沈黙を守らざるを得なくなってしまう。

全ての項目に言えると思うが、被害を受けた人に寄り添った支援やスタンスを（専門家だけでなく）一般の人たちにも浸透させなければ、「二次被害」は防げない。人権侵害としての「二次被害」を尋ねる項目を、どこかに加えていただけたらと思う。

(県民生活部長)

二次被害については指針の犯罪被害者等の項目に、その後も二次的な被害に苦しめられることも少なくないという記載をしている。ただ、犯罪被害者等で括っているために、必ずしも犯罪かどうかわからないようなことも含めて少し狭く感じられている可能性がある。その辺は文言を見ていく中で整理していきたいと思う。ただ問題意識は持つ



ている。

(〇〇委員)

先ほどアイデアを求められたので考えてみたが、この調査票自体への感想とか評価も同時にデータを取れば、例えば全部答えられた人でもちょっと長すぎるとか内容が難しいとかあるかもしれません。

個々の内容について、その他の記載欄みたいになるとちょっとハードルが高いので、チェックボックスで、良い・普通・悪いのような調査票自体の評価・感想を取ればいいでしょうし、先ほど〇〇委員が言われたような、最初の方にちょっとこれ難しくて答えられませんみたいなものも、回収できるような工夫とかがあれば、項目は変えずにおいても、そろそろこれは、調査票自体が見直しの時期になってるのかもと言えるデータもとれるのではないかと思う。

(〇〇委員)

委員にご提案いただいていることについて、今は調査票の最後で回答を統計的に分析するために個人の属性を伺っているが、こういったものを前に持って行ってそこに総括的に書く欄を設けることやチェックボックスを設けることも考えられる。確かにこういった情報をいただかないとなかなか認識を調整できないというのもあるが、これをご覧になった方がこれだけの量を回答していただくというのは、なかなか難しいことだと思う。そういうことも踏まえて、この人権問題の当事者という表現がいいかどうか分からないが、そういった方だけでなく、県民の方全般にそういう評価をいただくことは必要かと思う。

無作為抽出で送付するので、届く先の方が視覚障害の方もおられるかもしれません。その場合、回答することは不可能に近いので、ご本人がそうであるから回答できないというような情報も収集するという意味だと思うので、そういったことも工夫していきたいと思う。

(〇〇委員)

最後の自由記入欄を工夫するという意味か。

(県民生活部長)

位置をどこにするかというのはあるが、回答の後の19ページの個人の属性を答える続きで、このアンケートに対する評価についていくつか項目を設けてチェックをする形で回答をいただきたいということである。自由記入欄は、そこに書く人はいるだろうが、そうでない方もたくさんいると思うので、チェックで答えられる形でアンケートの評価をするものを設けたいと思う。

(〇〇委員)

問29で細かい指摘で恐縮だが、職場でのハラスメントで、「育児・介護休業の制度を利用したことによる嫌がらせ」とあるが、よく相談を受けるのは、利用したことによる嫌がらせよりも、利用できないことの方がパワハラなどを考えると深刻ではないかと思うので8番の表現を工夫してほしい。

(〇〇委員)

事務局は検討すること。

(〇〇委員)

この調査票を送ったときに、例えば視覚障害のある方がこれを点字にしてほしいという依頼があった場合、どういう対応を予定しているのか。

(人権施策推進課長)

今日はそこまでまだ検討が進んでいないのが現状である。説明をしていないが、人権指針にはSPコードがついていて、そのコードに機械をあてると読み上げができる。調査票にSPコードを付けるかどうかはまだ検討中というか、他県の例を見ても、どこまで配慮するかというのが非常に難しい。今の段階ではルビを振ることを考えていると説明をしたが、さらにそういうことも視野に入れて検討はしている。ただ、皆さんが機械を持っているわけではないということもあり、どういう対応するべきかということもあるのでそこを含めて検討したい。

(〇〇委員)

了解した。二つやり方があると思っていて、SPコードを付けるということもあると思う。また、今の方はパソコン読み上げ装置を使ってる方も多いので、事前にテキスト版の質問を作っておき、Eメールで問い合わせがあればそのテキストファイルを送る。そうするとお金がかからないで、Eメールで対応することも可能だと思う。

合理的配慮の場合は個別的事後的に対応するものなので、例えば相手が読み上げ装置を持っていないとか、かざしても読み取れないという方に対しては、その人から話を聞きながら、話合いをして、いろいろ工夫してこの情報を相手に伝えて質問を答えられるようにするという義務がある。不可能な場合は、それが過重な負担であるということを具体的に説明して、相手方に納得を得ることが求められるので、その点について対応が求められると思う。

(人権施策推進課長)

個別対応について考えてはいるが、個別対応するスタッフ等どのように確保できるかなど実務的なところもあり、そこも含めて検討させていただきたい。

(〇〇委員)

2点ある。まず一つは、今回の調査と前回の調査の質問の仕方が大きく変わっている。あなたはどう思いますか、から見たり聞いたり体験したりしたことはありますか、という質問の文言は、意味を取ればすごく大事なことと思う。こういう尋ね方になった経緯とか理由を聞きたい。

**(人権施策推進課長)**

これについては現状をより客観的には把握するため、どう思いますかから具体的に聞きした経験を問う記述にした。

**(〇〇委員)**

すごく重要な一歩突っ込んだ意識調査になる尋ね方ではないかと思った。この言葉が入ったことによってどのような回答傾向に変わるのか予測ができないが、前回までの尋ね方だと、どれぐらい皆さん見えていますか、知らないこともたくさんありますねという意識調査だったが、今回この文言が入ったことによって実態調査の方に少し近づく。問題抽出のためにはそういう変更は大切だと思うが、前回の調査とどの程度比較が可能かということが、読むときに要注意だと感じた。

**(県民生活部長)**

今まではどういう問題があると思いますかという設問をしていたが、伝聞が事実であるという誤解が起きないようにしたいということもあり、こういう設問にした。ただ、お話しのとおり、前回比較をした場合、これは全くベースが違うので前回比較をそのまま使えないという統計的なリスクはある。問題は、これは統計的な数値の実態を把握しようとしているのではなくて、現在における意識調査が一番であるので、現状をきちんと捉えようという思いで変えたところである。

**(〇〇委員)**

この調査は、先ほどからお話に出ている、障害を持つ人とか外国人には実際どれぐらい届くのか。

3000人という数字が出てきた根拠と、その中に何人ぐらいで、また無記名で最後の属性の質問等でも自分の身体状況とかわからないから、実際3000人という調査は少数派の人の意見が反映されるものなのかどうか。

それから今回は関係ないのだが、次回の調査ぐらいからインターネット調査等が導入されても良いのではと思った。

**(人権施策推進課長)**

3000人の根拠というのは、統計上の調査でサンプル数何千人以上というのがある。過去の回答率を見ると前回は57%、その前の21年は50.7%という回収率であり、だいたい半分は返ってきている。

3000人の中にどのぐらい少数派の方がいるかということだが、これは無作為抽出なので、例えば外国人の方が1. 何%いるということになれば、3000人の中に1. 何%、あるいは障害者の方が全体の中で何%いればそのまま反映されると考えている。

#### (県民生活部長)

統計はサンプルサイズで、誤差がどの程度あるかという話になる。例えば県の全般的な県政の意識調査もだいたい回答数が1200ぐらいを超すように設定している。それだけあれば抽出していてもほぼその全体と誤差が少ないという統計的な考え方による。その数字が確保できるために3000程度にしている。ただ一方で、先ほど課長が言ったように、その中で、外国人の例で見ると1. 何%なので、回答の1. 何%しかなくて、その数だけを見ると、岡山県にいる外国人の方の中からその人を抽出した、それが外国人の皆さんの意見を誤差のない範囲で表現しているかということ、必ずしもそうは言えない。これは障害のある方にしてもそうだ。したがってそのベースの数が少ない方については必ずしも統計的な意味では確実性はないと認識している。そこは先ほどのご意見にお答えした通り、直接お話を伺うことで補っていく必要はあると思っている。この調査によってそこを全て拾うことは難しいだろうと思っている。

#### (〇〇委員)

先ほどから配慮等の話があるが、このアンケートをするとき最初に説明文を付けると思うが、もし良ければ次回それも見て配慮の仕方とかも一緒に検討できたらと思う。

#### (〇〇委員)

問11の「子どもの人権が守られるためにはどのようなことが必要だと思いますか」という設問で、可能であれば「子ども自身が意見表明できる場の構築」という選択肢を入れて欲しい。例えば、フランスでは児童虐待の相談件数を国が統計で出すときに、子どもからの相談が何件あったかという点に非常に注意を向けて出してる。日本では、児童虐待の子どもからの相談件数の統計にそれほど関心が向けられていない。

今回の事件から考えても、学校でのアンケート調査でその子どもから助けてと言っているのにそれが拾えなかった。子どもからのSOSや子どもからの言葉を重要視する意味で、また子どもの権利条約の第12条でも子どもの意見表明権があるので、そういう項目があってもいいと思う。

また他の例として、日本ではあまり問題にならないが、イギリスでは親等の面倒を見ている子どもをヤングケアラーと言うが、ヤングケアラーたちが1000人ぐらい集まって自分たちの意見表明をするような場を国が支援して作っていたりする例を見たことがある。そういう意味でまだまだ日本では子どもが声を出すというシステムが弱いと思う。

#### (子ども家庭課長)

お話しのとおり、子どもが意見表明できるような環境を整えるということが今求めら

れているので検討させていただきたい。

(〇〇委員)

その他に何かないか。意見が出尽くしたと考えてよいか。

本日いただいた貴重な御意見意見を元に、調査の項目を事務局と調整することを私、会長に御一任いただくこととしてよろしいか。

[異議なしの声]

(〇〇委員)

委員の意見を踏まえ、今後、事務局と調整する。

以上で本日予定した審議は終了する。